基山町有料広告掲載要綱

（目的）

第１条　この要綱は、基山町有の資産への民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定め、その広告媒体としての活用を促進することにより、基山町（次条において「町」という。）の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　広告媒体　町が作成した印刷物、製作物、ホームページ及びそれに類するもの、町が

　　所有する道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する自動車並びに町有の施設

のうち広告掲載が可能なものをいう。

(２)　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(１)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(２)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(３)　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(４)　その他掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

（広告媒体等）

第４条　広告掲載を行う広告媒体、広告の規格、広告掲載場所、広告募集方法、選定方法、掲

　載料等については、別に定める。

（広告代理店への業務委託等）

第５条　町長は、広告代理店に、広告の募集等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

（基山町広告審査委員会の設置）

第６条　町長は、広告媒体に掲載する広告を審査するため、基山町広告審査委員会（以下「委員　会」という。）を設置する。

（委員会の審査報告）

第７条　委員会は、広告掲載について審査を行い、町長にその結果を報告するものとする。

（委員会の組織）

第８条　委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(１)　副町長

(２)　総務企画課長

(３)　財政課長

(４)　税務課長

(５)　産業振興課長

(６)　まちづくり課長

（委員会の委員長及び副委員長）

第９条　委員会の委員長には副町長を充て、副委員長には財政課長を充てる。

２　委員長は、委員会の会議を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第10条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する

　ところによる。

４　委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

５　第２項の規定にかかわらず、緊急の必要により委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認めるときは、持ち回りの決裁等の方法により審査を行うことができる。

（広告掲載の決定）

第11条　町長は、委員会の報告を受けて、第３条の規定に基づき掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載希望者が所在又は居住する市町村の市町村税に滞納があるときは、不許可とする。

（委員会の庶務）

第12条　委員会における庶務は、財政課において行う。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。